【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月27日
【会社名】	JALCOホールディングス株式会社
【英訳名】	JALCO Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　田辺　順一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 （平成28年２月29日付で、東京都中央区日本橋室町一丁目５番３号から移転いたしました。）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である田辺順一は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能する事で、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため財務報告にかかる内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見する事が出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成28年３月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

当社は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）を評価するため、実施基準で例示されております具体的な評価項目を基本として『全社レベルの内部統制』チェックリストを作成し、整備及び運用状況の評価を行う事により、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、前連結会計年度の各事業拠点単位で売上高の高い順から合算して、連結売上高の概ね3分の２の割合に達する事業拠点を「重要な事業拠点」として選定致しました。

選定した事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、貸出金利息、賃貸売上高、借入金利息、賃貸売上原価、営業貸付金、土地、建物、信託土地に至る業務プロセスを評価対象と致しました。

更に、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして見積や予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを評価対象に追加致しました。

評価の対象とした業務プロセスについては、各々のプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の作成、当該内部統制に関する適切な担当者への質問、及び実施記録の検証等の手続を実施する事で、当該統制上必要な要点の整備及び運用状況を評価致しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当社代表取締役社長である田辺順一は、平成28年３月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。